

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03901

研究課題名(和文) ハーム・リダクションの社会学 薬物政策をめぐる現代的变化とその含意に関する研究

研究課題名(英文) Sociology of Harm Reduction

研究代表者

佐藤 哲彦 (SATO, Akihiko)

関西学院大学・社会学部・教授

研究者番号：20295116

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はハーム・リダクションと呼ばれる薬物政策の現代的施策をめぐる重層的ポリティクスを記述し、とくに薬物使用者による国際的ネットワーク活動や各国の実践家の諸活動の分析を通して、薬物問題の現代的变化を明らかにし、それを「悪」が「害」へと捉え直される社会秩序上の概念的变化と捉えて、その含意を明らかにすることを目的とした。インタビュー調査などにより、ハーム・リダクションが、使用者自身のセルフヘルプ的活動、各機関の公衆衛生的活動や医療的活動などを含む、相互に接続と切断を生じさせながら発達してきた考え方と実践によって展開してきたことが明らかになり、「悪」が「害」へと変換される過程が明らかになった。

研究成果の概要(英文)：Harm reduction has been one of the most influential measures for drug problems around the world today. This research aimed to describe the process of the earlier days of harm reduction in European countries whereby self-help activities of drug users turned into public health activities, and later into the professional and medical measures to deal with drug problems, based on documents and interviews. The description of such process reveals that discourses and practices of those elements that constitute harm reduction including self-help activities, public health activities, and medical activities have been conjoined and separated each other in accordance with local contexts. The description of the process also reveals how the transformation from “evil” to “harm” of the deviant behaviors such as drug use became possible.

研究分野：社会学

キーワード：薬物 薬物政策 ハーム・リダクション

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の全体構想は「近代化と薬物統制の関係」を明らかにし、それを通じて「近代における社会問題の析出過程ならびにそれに関与する知識と実践を記述すること」にある。本研究の研究代表者はそのような全体構想の下、長年にわたり、日本の覚醒剤政策の研究(佐藤, 2006a)、イギリスの薬物政策の研究(佐藤, 2006b)、アメリカ合衆国のドラッグコートの研究(佐藤, 2003)、オランダの薬物政策の研究(佐藤, 2004)、薬物政策の比較社会学的研究(佐藤, 2008)などを積み重ねてきた。また、それらを踏まえてEUにおける薬物問題対策(EU アプローチ)の歴史的経緯および形式さらにはその具体的な施策としてのハーム・リダクションの導入過程についても明らかにした(佐藤, 2009; 佐藤, 2010a; 佐藤, 2010b; 佐藤, 2011)。以上の研究文脈に加え、世界的な薬物政策の傾向を合わせて考えてみると、こんにちの薬物政策とその発達過程、およびそれを可能とする思想と実践について考察するためには、ハーム・リダクションに関する思想と実践についてより詳しく検討する必要があることが強く示唆された。とはいうものの、現在ハーム・リダクションが各国で展開されている一方で、医療モデルを用いた依存の回復といった、ハーム・リダクションを換骨奪胎するようなモデルも登場し施策的に採用されている。このような状況を踏まえて公衆衛生モデルとしてのハーム・リダクションと、(再び)登場しつつある医療モデルとしてのポスト・ハーム・リダクションとの関係を探求することで、ハーム・リダクションとそれを一端とする薬物政策の現代的潮流の意義の検討が必要とされた(佐藤, 2014a; 佐藤, 2014c; 佐藤, 2014d)。

(2) そこで、平成24年度から26年度までに公衆衛生モデルとしてのハーム・リダクションと医療モデルとしてのポスト・ハーム・リダクションとの関係をめぐる調査研究を行った。それは次のような結果をもたらした(佐藤, 2013; 佐藤, 2014b)。すなわち、注射針交換やメタドン維持(置換)療法に代表されるハーム・リダクションの成立過程においては、公衆衛生局の活躍が指摘されるなど、公衆衛生モデルとしての非治療的介入が導入された。その意義がHIV/AIDS流行時に各国の公衆衛生担当者から認められ、広く普及した。一方、薬物依存対策活動においては依存を脳疾患の一種として捉えるなどの医療モデルが再登場し、従来のハーム・リダクションと外見上区別がつかない対策活動の中に施策的に接続されている。調査によれば、これらはリニアに競争し交代するモデルというよりはむしろ、それぞれがほぼ同様の施策やプログラムの下に潜在化し、当該施策やプログラムを正当化する機能を果たしている。その意味でこれらはある種

のレパトワールとして機能していると考えられる。さらに興味深いことに、そもそものハーム・リダクションの出発点であると考えられた公衆衛生モデルそのものもまた、政策的文脈によって再定義されたものとも言われている。これは、ハーム・リダクションとは歴史的には薬物使用者たち自身によってセルフヘルプ的活動として始まった生存技法であったとの見解に由来するものである。それは主にPWUD (People Who Use Drugs) という現役の薬物使用者たち自身による地域的活動および国際的ネットワーク活動において中心に論じられている点である。これらが示しているのは、まず第一に、ハーム・リダクションをめぐるのは、それが何かを定義する重層的なポリティクス、すなわち薬物使用や薬物政策の意味をめぐる闘争があり、その意味でいまだハーム・リダクションとは何かをめぐる、さまざまなモデルやディスコースが展開されているとみる必要があるということ。そして、それを記述することを通じて「近代化と薬物統制の関係」を、とくに動的な過程として明らかにできるのではないかということである。

引用文献

- 佐藤哲彦, 2003, 「薬物政策における医療的処遇」, 日本社会病理学会第19回大会ラウンドテーブル『医療化のポリティクス・パートII』, 國學院大學, 2003年10月5日。
- 佐藤哲彦, 2004, 「ドラッグ使用をめぐる寛容性の社会的組織化」, 『人文知の新たな総合に向けて(21世紀COEプログラム) 第二回報告書 III (哲学篇 2)』, 京都大学, 2004年3月, pp.87-108。
- 佐藤哲彦, 2006a, 『覚醒剤の社会史 ドラッグ・ディスコース・統治技術』, 東信堂, 446頁。
- 佐藤哲彦, 2006b, 「薬物政策における医療的処遇 「逸脱の経済化」の一局面としての「医療化」」, 森田洋司・進藤雄三編『医療化のポリティクス』, 学文社, pp.81-95。
- 佐藤哲彦, 2008, 『ドラッグの社会学 向精神物質をめぐる作法と社会秩序』, 世界思想社, 274頁。
- 佐藤哲彦, 2009, 「薬物使用 刑事的悪か公衆衛生的悪か」, 『朝日新聞』, 2009年11月5日朝刊。
- 佐藤哲彦, 2010a, 「薬物依存とその精神をめぐる: 処罰と治療に響き合うもの」, 『現代思想』, 38-14, pp.106-121。
- 佐藤哲彦, 2010b, 「欧州における薬物問題へのアプローチ 公衆衛生問題としての薬物使用」, 『大阪保険医雑誌』(大阪府保険医協会), No.519, pp.36-41。
- 佐藤哲彦, 2011, 「薬物問題に対するEUアプローチと脱犯罪化統制」, 第38回日本犯罪学会大会報告, 立命館大学, 2011年10月23日。
- 佐藤哲彦, 2013, 「薬物問題に対する欧州

アプローチと脱犯罪化統制の現在」, 『犯罪社会学研究』, 38, pp.217-230.

佐藤哲彦, 2014a, 「製薬化時代の薬物と薬物問題」, 『臨床心理学』, 14(5), pp.737-744

佐藤哲彦, 2014b, 「「抑圧」から「管理」へ 薬物政策の向こうに透けて見える未来」, 『シノドス』, 149号, pp.29-46

佐藤哲彦, 2014c, 「世界の潮流は使用容認へ 薬物規制は現実路線にシフト」, 『週刊エコノミスト』, 4336, pp.96-97

佐藤哲彦, 2014d, 「薬物をめぐって世界はゆっくりと回る 薬物戦争とハーム・リダクションの間で」, 『シノドス』(ウェブ・マガジン), 2014.1.21, pp.1-6

2. 研究の目的

(1) 以上、上記 1 に記した背景と文脈にもとづき、本研究は平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間に、こんにち「薬物戦争(drug war)」に代わって世界的に薬物政策の主流となりつつあるハーム・リダクション施策の定義とその文脈をめぐる重層的なポリティクスを記述し、なかでもとくに、わが国では全く知られていない薬物使用者たち自身による地域的活動および国際的ネットワーク活動の分析を通して、薬物問題と薬物政策の現代的变化について明らかにすることを目的とした。

(2) そして(1)の調査研究によって、より一般的には、これまで「悪」とされていた事象が「害」として捉え直されつつある、昨今の社会秩序上の概念的变化に関する社会学的含意について議論することを目的とした。

3. 研究の方法

ここでは実際の研究をどのように行ったのかということを示し、その過程でどのような方法を用いたのかについて説明しておきたい。

(1) まず何よりも重要なことは、ハーム・リダクションを運用している各国の施策との関連で、薬物使用者自身がそれにどのようにかかわってきたのかについて、とくにその歴史的成立過程を文書資料および聞き取りによって、明らかにすることである。そこでまず初年度(平成 27 年度)は、イギリス及びオランダでそれぞれローカルに展開された施策に関する文書資料を収集するとともに、PWUD の活動に詳しい薬物政策史研究者や NGO の専門家にインタビューを行った。その際、とくにハーム・リダクション発祥の地と言われるロッテルダムで、当の使用者組織の活動を組織した人物(個人)と一緒に活動した関係者にインタビューを行った。

(2) また、初年度後半にはハーム・リダクションの国際学会に参加し、世界各地のハーム・リダクション研究者および実務家と情報

交換を行うとともに、ハーム・リダクションをめぐるさまざまなディスコースを収集した。その際、多様化し、一見バラバラに見えるようなローカルな実践のプレゼンテーションなどを、古くからのハーム・リダクションの実務家が「これこそハーム・リダクションだ」と説明するなど、興味深い現象も見られた。

(3) 二年目に当たる平成 28 年度は、欧州地域におけるハーム・リダクションの展開過程を集中的に調査した。本務校における長期留学と重なったため、ロンドンを拠点にハーム・リダクション初期の動向に関する文書は大英図書館をはじめとした各地図書館で収集するとともに、PWUD をはじめとして、ハーム・リダクション初期からその活動に関係している人々を訪ね、インタビューを行った。インタビューを行った人々の国は以下の通り: イギリス(ロンドン以外の都市も含み複数回)、オランダ(ロッテルダム、アムステルダム)、オーストリア(ウィーン)、ポルトガル(リスボン)、ドイツ(フランクフルト、ベルリン)、スイス(チューリッヒ、ジュネーブ、ベルン)、レバノン(ベイルート)。同年度だけで合計約 30 人のインタビューを行い、ハーム・リダクションの初期の動向や、その後の展開の仕方について詳しい話を聞くことができた。

(4) また同じく平成 28 年度には、欧州で比較的クローズドな形で開かれた薬物政策研究の学会や中東北アフリカ地域のハーム・リダクションに関する学会に参加し、参加者やオーガナイザーにインタビューするなどして、現在のハーム・リダクションをめぐるディスコースを収集した。

(5) 最終年度である平成 29 年度は、前年度までに収集した文書資料およびインタビュー・データを検討し、より一般的な洞察と結びつけて考察した。その一部については学会発表を行うとともに、幾つかの出版社と打合せを行って、今後の研究成果の発表方法について検討を重ねた。

4. 研究成果

研究成果は現在企画している書籍においてより一般的な形で報告可能なものとなる予定であるが、ここでは、すでに日本社会学会で報告したものの要点を述べることで、成果にかえたい。ただしこの内容についても論文を準備しているため、あくまで要点のみに限ることとする。なお、発表時の表記を踏襲するため、以下では引用などを除き、ハーム・リダクションを HR と表記することにする。

(1) 日本社会学会における報告の目的は、過去 30 年にわたって欧州を中心に発達し、近

年は世界的にも受け入れられつつある HR について、その思想と実践がどのような状況と経路で発展し変容したのかという点から論じ、その社会学的含意を考察することであった。その含意とは、薬物使用とその主体を「悪」として市民社会の外部に隔離して、換言すれば公民権を停止して統制の対象としていた施策から、「害」として市民社会の中で管理しつつ HR 固有の関係性の中に落とし込む施策へと、薬物使用をめぐる考え方が変化したという転換に関するものと考えられる。そこでその転換を可能にした初期の諸過程と、その転換自体のもつ特徴を通じてこれを論じるのが具体的な作業となる。ここでは特に HR の初期の発想と実践にかかわった欧州各国の運動家・実務家・研究者など 30 人以上へのインタビューを踏まえてその発展と変容の概要を報告し、それをもとに HR の初期の発展に関する社会学的含意を検討した。

(2) 本研究の国際的文脈

HR について検討する場合、「薬物使用者」と「問題のある薬物使用者」との区別が、その議論の出発点として重要である。国連薬物犯罪事務所(UNODC)が発行した 2016 年版『世界薬物報告』における 2006 年から 2014 年にかけての全世界の人口中の薬物使用者の割合の変化からすると、とくに 2010 年以降は薬物使用者の割合は人口の 5%前後で一定している。したがって薬物使用はすでに各国や各地域に定着した社会現象の一つと考えられ、これは使用のノーマライゼーションとも言われるものである(佐藤 2006b)。さらにそのうち 1 割ほど(人口全体の 0.6%)が「薬物使用問題を抱える人々(people with drug use problems)」とされる。このことが示しているのは、「薬物使用者」のうちの「問題のある使用者」とは割合としては少数であり、その人口をもって薬物使用者を議論するのは代表性という観点からも困難であるし、問題もあるということ、換言すれば、薬物使用者をめぐる議論を、薬物使用者の依存や問題行動からではなく、彼らの日常化された薬物使用という観点から理解する必要があるということである。

(3) 定義をめぐる問題

「ハーム・リダクションとは、個人、コミュニティ、社会への健康上の害、社会的な害、経済的な害を減らす介入、プログラム、政策を含むものである。その核となる原則は、継続的な薬物使用によって生じる健康に関連する害を減らすことに対して優先的に重きを置く段階的介入を通じた、薬物使用に対するプラグマティックな応答を、発達させることである。そのアプローチは、薬物を一切使わなくさせる治療のゴールを排除するものではないし、逆にそれを正しいとするわけでもない。すなわち、薬物を一切使わなくさせ

る介入もまた、ハーム・リダクションのゴールの段階制の中に位置づけられるということである。そこで我々はハーム・リダクションを『介入のコンビネーション』とみなし、それを薬物使用の害を減らすことを第一義的に強調するローカルな状況とその必要性に合わせて作られた介入のパッケージからなるものと考えている。」(Rhodes and Hedrich, 2010, *Harm Reduction; evidence, impacts and challenges*, EMCDDA monograph 10: 19)

この引用は HR 研究者として広く知られる二人の共著論文からのものであり、またこれを掲載している、彼らが編集した当該研究書は、EMCDDA モノグラフシリーズであることから分かるように、HR の代表的な研究書の一つである。しかしながらそこで、引用最後の一文に見られるように、実は彼らは「HR とは何か」について述べているわけではないことに、われわれは注意しなくてはならない。彼らが「介入のコンビネーション」と「みなす」ということそれ自体が、彼らがここで HR をこのように定めると宣言をしているのである。

実は「HR とは何か」という定義自体は、とくに欧州外で一つの議論を構成している。ここでは例えば、狭い定義(narrow definition)と広い定義(broader definition)の問題が定義をめぐる議論された(Lenton and Single, 1998, "The definition of harm reduction", *Drug and Alcohol Review*, 17, 213-220)。この議論が示しているのは、定義自体が状況に合わせて選ばれるということである。この場合「狭い定義」とは「薬物使用を継続する人々」「薬物使用を止められない人々」など、使用継続を前提とした介入したものをいう。しかしこれを「狭い定義」とすること自体が、「広い定義」すなわち断薬モデルをも包摂した定義を前提としている。その点で、比較的早い時期から HR を導入し、断薬モデルをも含む「広い定義」を採用しようという動きを見せたのが、オーストラリアとカナダであり、それらの地域で HR を支援する研究者らは、「広い定義」の方がさまざまな部門間の協力が得られるなどを主張しながら、「広い定義」を採用している。しかしながら HR 発展の経路をたどってみると、そのような発想はそもそも HR の中にあったわけではない。過去 30 年以上にわたる HR の発展は「薬物を一切使わなくさせる介入」が現実的・実践的ではないとして、それを批判する「プラグマティックな応答」であり、それが初期の HR を構成していると考えられる。

(4) 問い方を変える必要性と HR の要素

したがって、ここでは問い方を換える必要がある。すでに「HR とは何か」は、さまざまなディスコースや実践の結節点になっており、そのままの問い方ではそれが何かを解きほぐせないからである。そこで、以下のよう

な観点で HR を議論する必要があるだろう。

「HR とは何か」ではなく「HR とは何であったか」「HR とは何でありうるか」という観点。

HR をめぐる語り方が、どうしてそれらのような形になっていたのか、なっているのか、という観点。

HR と呼ばれる施策に共通に見られる要素の確認： a. 注射器交換 (NSPs : Needle and Syringe Exchange Programmes) b. 置換療法 (OST : Opioid Substitution Therapy) c. 薬物使用施設 (DCRs : Drug Consumption Rooms) d. カウンセリングや教育活動 e. 健康政策。

(5) HR の原型

PWUD の原型であるオランダのロッテルダムのロッテルダム・ジャンキーボンド (RJB) は 1981 年 1 月に設立され、B 型肝炎対策として注射針注射器交換を行った。これは 1987 年まで続き、その後は自治体はその活動を引きついで制度化した。数年早く (1977 年)、アムステルダムでは RJB とは異なって専門家集団の支援を中心とした組織が設立された。このように NSPs をセルフヘルプ活動として開始したのが HR の原型である。したがって、HR とはこのような使用者関与の活動であるという考え方が「HR が何であったか」の一つとされるし、また現在でもそのように語られる。

(6) HIV の流行と公衆衛生的対応

AIDS の命名は 1982 年であり血液による感染が明らかにされた。HIV の同定は 1986 年。1986 年に欧州全体で HIV が問題となった段階では、自治体や薬物治療施設がそれに素早く応答しなかった一方で、RJB は使用者はもとより販売者にさえ注射針を大量に配給したことで注目を集めた。オランダの保健省は NSPs の意義を即座に理解し、注射針配給の要求にすぐさま応えた。

(7) HR の命名

オランダで生まれ発達した HR 的発想は、HIV/AIDS の流行を受けて、各国から注目された。そして各国の、とくに公衆衛生に関連した研究者らがオランダの政策を参考に実験的な施策を始めた。イギリスでは、サッチャー政権が HIV/AIDS 対策キャンペーンを行い、世界でも最も早く HIV/AIDS 対策を制度化して展開した。そこで導入された補助金などを背景にロンドンの診療所などで、NSPs が実験された。同様の実験はオランダを真似てリバプールでも行われるようになった。そこで、「新公衆衛生」という発想に基づき、「個人」へのアプローチではなく、「人口集団 (population)」へのアプローチとして展開した。換言すれば、HIV 感染のリスクのある集団を対象としたということである。当時のスタッフの一人は、これをロールストーン・シ

ステム (1926 年) 以来の「患者としての使用者」の流れに位置するものと考えていた。ここで展開された NSPs、OST、教育活動のセットとしてのマージサイド (地域名) のモデルについては「ホーム・リダクション」と命名され、この地で発行されていたジャーナルなどを通じて普及し、一般名称となっていた。

(8) スイス・オランダ・各地への伝播

イギリスから HR が伝えられたのはスイスである。スイスでは医師が主導的に HR をイギリスから輸入した。スイスではそれまでの HR のある種インフォーマルな部分を制度的に作り直す、すなわち制度化する大きな作業を行った。その代表的な事例が首都ベルンにおける DCRs の世界初の制度化である。またスイスではイギリスでの非公式な試みに倣って HAT (Heroin Assisted Therapy) と呼ばれるヘロイン処方による療法を制度的に発達させた。HAT は HR の OST に代わって、ヘロインそのものを処方して使用者に使用継続を可能にする方法となり、それは後にオランダによって逆輸入されることになった。そしてこのような過程を経て、HR は中東地域なども含めて各地でローカルな実践として展開されていくことになるのである。

(9) 悪 から 害 へ

HR の発展経緯をたどると、それがセルフヘルプ的活動、公衆衛生、医療化なども含め、幾つかの別々の系譜をもつ考え方が重なり合い、相互に接続と切断を生じさせながら、発達してきた考え方と実践であることが判明する。その結果、薬物戦争 (war on drugs) とは別の形の薬物政策を打ち立てる方向を作り出してきたといえる。結果的に薬物使用という 悪 を、精神保健も含む公衆衛生問題としての 害 と再編成してきた HR は、しかし同時にそれが発展する中で、とくにその実践において、当初語られていた社会的ディスコース (新公衆衛生運動の社会的側面) を後景化させている。相互に接続と切断を生じさせながら、発達してきた考え方と実践は様々な場で繰り返し現れるが、そのような社会的側面について問題化するディスコースが現在では散見され、それをどう考えるべきかという見解を生じさせているのである。

(10) 今後の課題

以上、明らかになったことの概要を述べてきたが、悪 から 害 への展開という局面は、その根底において逸脱者とされた薬物使用者自身によるセルフヘルプ的活動によって設定されたものといえる。したがって、それをどのように社会的に意味づけるのかという観点が、逸脱研究の現状とともに、今後検討すべき重要な課題として浮かび上がるだろう。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

佐藤哲彦, 「逸脱研究の論点とその探求可能性 ディスコース分析をめぐって」, 査読無, 『社会学評論』, 68(1), 2017, 87-101

佐藤哲彦, 「カナダで嗜好品の大麻合法化へ 北米が大麻産業の集積地に」(エコノミスト・レポート), 査読無, 『週刊エコノミスト』, 95(22), 2017, 92-94

佐藤哲彦, 「薬害の社会的記述に関する考察 薬害ディスコースの分析」, 査読無, 『関西学院大学先端社会研究所紀要』, 13, 2016, 89-104

〔学会発表〕(計 1 件)

佐藤哲彦, 「悪から害へ ハーム・リダクションと逸脱処遇の現代の変容」, 日本社会学会第90回大会, 2017年11月4日、東京大学(東京都)

〔図書〕(計 1 件)

盛山和夫・金明秀・佐藤哲彦・難波功土編, ミネルヴァ書房『社会学入門』, 2017, 368頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

Akihiko Sato, "Toward a Social History of Harm Reduction", *EUR Addiction Research Institute Research Meeting*, IVO, Rotterdam, the Netherlands, 20th March 2017 (招致講義)

https://twitter.com/IVO_Research/status/843804164392189954

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐藤 哲彦 (SATO, Akihiko)

関西学院大学・社会学部・教授

研究者番号: 20295116

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし